

高等学校において家庭実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は船舶実習を担任する教諭の二級普通免許状

攻し、六十二単位（内二単位は、体育とする。）以上を修得すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	三	一〇
高等学校において第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	六	一〇
九年以上第一欄に掲げる実習に関する実地の経験を有すること。	ハ	一〇

備考

一 第五条第一項別表第一備考第一号並びに第六条第二項別表第三備考第一号及び第三号の規定は、この表の場合について準用する。

二 第三欄に掲げる「高等学校」において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員とは、高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する助教諭及び高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する助教諭及び高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する助教諭の職務を助ける実習助手（文部省令で定めるものに限る。）をいい、実習助手については証明をすべき所轄庁は、文部省令で定める。

三 九年以上第一欄に掲げる実習に関する実地の経験を有する者のうち、その者の小学校から最終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学校における修業の年数が通算して九年に不足するものについては、ハの項中「九年以上」とあるは、「九年に不足する年数に二を乗じて得た年数を九年に加えた年数以上」と読み替えるものとする。

12 前項の表ハの項に掲げる基礎資格を有する者に、前項の規定による教育職員検定により、同表第一欄に掲げる高等学校教諭二級普通免許状を授与する場合については、第五条第一項第二号の規定は、適用しない。同項の規定による教育職員検定により当該二級普通免許状の授与を受けた者に、当該免許状に係る教科の高等学校教諭一級普通免許状を授与する場合についても、同様とする。

13 第五条第一項別表第一の規定により工業の教科について高等学校教諭免許状の授与を受ける場合は、同表の高等学校教諭の免許状の項に掲げる教諭に関する専門科目についての単位数の全部又は一部の数の単位は、修得は、当分の間、同表の規定にかかわらず、それぞれ当該免許状に係る教科に関する専門科目についての同数の単位の修得をもつて、これに替えることができる。

別表第一の備考第三号中「理科の下に、技術を加え、図画工作」を「美術」に改め、同表の備考第三

四号中「図画工作」を「美術」に、「音楽、図画、工作」を「数学、理科音楽、美術、工芸」に改める。

別表第三の所要資格の項第三欄中「学校の教員」の下に「（二級普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては、これらに相当する盲学校、聾学校及び養護学校の各部の教員を含む。）」を加える。

別表第六の備考に次の一号を加える。

三 第三欄に掲げる養護教諭又は養護助教諭には、当分の間、学校において児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員で文部省令で定めるものを含むものとし、その者について証明をすべき所轄庁は、文部省令で定める。

（教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則中「ろう学校」を「聾学校」に、「但書」を「ただし書」に改める。

附則第五項の表の備考第一号中「新法附則第五項」を「新法附則第

六項」に改め、同表の備考に次の一号を加える。

七 所要資格の項第三欄に掲げる教員（養護教諭二級普通免許状に係る者に限る。）には、学校において児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員で文部省令で定めるものを含むものとし、その者について証明をすべき所轄庁は、文部省令で定める。

附則第十八項中「新法附則第八項」を「新法附則第九項に、「且つ」を「かつ」に改める。

附則第十九項中「新法附則第八項」を「新法附則第九項」に改める。

附則第二十四項中「各部の教諭」の下に「講師を含む。」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中教育職員免許法第四條第五項第一号の改正規定、同法附則第三項の改正規定、同法附則第三項の次に一項を加える改正規定、同法別表第一の備考第三号及び第四号の改正規定（中学校教諭免許状に係る教科の改正に關する部分に限る。）並びに附則第二項、附則第四項、附則第六項及び附則第七項の規定（以下「中学校教員免許状に係る教科の改正等」に關する規定」という。）は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、現にこの法律による改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）若しくは教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号、以下「施行法」という。）の規定によ

り旧法に規定する図画工作の教科について中学校の教員の免許状の授与を受けている者又は施行法の規定により旧法に規定する図画工作の教科について中学校の教員の免許状の交付を受けている者は、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日において、それぞれその有する免許状の種類に応じ、この法律による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）若しくは施行法の規定により新法に規定する美術の教科について中学校の教員の免許状の授与を受けた者又は施行法の規定により新法に規定する美術の教科について中学校の教員の免許状の交付を受けた者となし、その者が現に授与又は交付を受けている旧法に規定する図画工作の教科について中学校の教員の免許状は、それぞれその免許状の種類に応じ、新法に規定する美術の教科について中学校の教員の免許状とみなす。

3 この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の際、現に旧法若しくは施行法の規定により旧法に規定する図画若しくは工作の教科について高等学校の教員の免許状の授与を受けている者又は施行法の規定により旧法に規定する図画若しくは工作の教科について高等学校の教員の免許状の交付を受けている者は、この法律の施行の日において、それぞれその有する免許状の種類に応じ、新法若しくは施行法の規定により新法に規定する美術若しくは工芸の教科に

ついで高等学校の教員の免許状の授与を受けた者又は施行法の規定により新法に規定する美術若しくは工芸の教科について高等学校の教員の免許状の交付を受けた者となし、その者が現に授与又は交付を受けている旧法に規定する図画又は工作の教科についての高等学校の教員の免許状は、それぞれその免許状の種類に依り、新法に規定する美術又は工芸の教科についての高等学校の教員の免許状とみなす。

4 中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五十八号。以下「改正法」という。）附則第二項又は附則第三項の規定により中学校の教諭（講師を含む。以下この項、次項及び附則第七項において同じ。）の職にあることができる者で、現に旧法に規定する図画工作の教科の教授を担任しているものは、新法に規定する美術の教科の教授を担任することができるとする。

5 この法律の施行の際、改正法附則第二項若しくは附則第四項の規定により高等学校の教諭の職にあることができる者で、現に旧法に規定する図画又は工作の教科の教授を担任しているものは、それぞれ、新法に規定する美術又は工芸の教科の教授を担任することができるとする。

6 中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、現に旧法若しくは施行法の規定に

より旧法に規定する図画工作若しくは職業の教科について中学校教諭免許状の授与を受けている者又は施行法の規定により旧法に規定する図画工作若しくは職業の教科について中学校教諭免許状の交付を受けている者で、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日までの間において文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了したものは、新法第五條第一項本文の規定にかかわらず、同法に規定する技術の教科についての中学校教諭二級普通免許状を授与することができ

7 中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、改正法附則第二項又は附則第三項の規定により中学校の教諭の職にあることができる者で、現に旧法に規定する図画工作又は職業の教科の教授を担任しているものうち、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日までの間において文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了したものは、新法に規定する技術の教科の教授を担任することができるとする。

理由 中学校及び高等学校の教科の改正に伴いこれらの学校の教員の免許状に係る教科を改正するとともに、高等学校の工業、数学及び理科並びに職業に関する実習の教科についての教員の免許状並びに養護教諭の免許状の取得方法について、これらの免

許状に係る教員の需給の実情に応ずるための臨時措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○濱野委員長 荒木文部大臣。

○荒木文部大臣 このたび政府から提出いたしました教育職員免許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

教育職員免許法は、教育職員の免許に關する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上をはかるために制定されたものでありまして、施行以来すでに十余年を経過いたしました。その間、同法の施行後の実情にかんがみ、制度の内容に改善を加え、またはその簡素化をはかる等、教育現場の実態に即応させるとともに、同法の趣旨の実現を期するため、すでに五回にわたり改正をいたして参りました。

このたびの改正案は、中学校等の教育課程の改訂に伴う教科の改正に対応して、これらの学校の教員の免許状にかかるとともに、教員需給の現状にかんがみ、不足することが予想される教科の教員の免許状について、その取得要件を緩和する等の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

まず第一に、中学校及び高等学校の教員の免許状にかかるとともに、養護教諭の免許状の授与を受ける場合に必要とする養護教員の在職年数に含めることができることとしたしております。

すなわち、中学校の教員の免許状にかかるとともに、「図画工作」を「美術」に改めるとともに、新たに

「技術」を設け、高等学校の教員の免許状にかかるとともに、「図画」及び「工作」を、それぞれ、「美術」及び「工芸」に改めました。

第二に、高等学校の工業、理科及び数学の教科についての教員免許状の取得方法について特例を設けたこととあります。

高等学校の工業、理科及び数学を担任する教員の需要は、今後ますます増大することが予想される一方、これらの教員となることを志望する者はきわめて少ない現状であります。

そこで、このような需給の実情に因應するため、これらの教員の免許状を取得する場合に必要とされる教職に關する専門科目の単位の修得について、当該教科に關する専門科目の単位の修得をもつてかえることができるよう特例を設けようとするものであります。

第三に、高等学校の実習助手並びに学校看護婦等、教員の職務に準ずる職務に従事する職員に対して、教員免許状を授与することができるとの特例を設けたこととあります。

すなわち、高等学校において実習を担任する教諭の職務を助ける実習助手で一定の基礎資格を有するものが、所定の在職年数及び単位数を充足した場合に、高等学校において実習を担任する教諭の二級普通免許状の授与を受けることができることとしたし、また、学校看護婦等の在職年数は、養護教諭の免許状の授与を受ける場合に必要とする養護教員の在職年数に含めることができることとしたしております。

第四に、中学校及び高等学校の教員の免許状にかかるとともに、養護教諭の免許状の授与を受ける場合に必要とする養護教員の在職年数に含めることができることとしたしております。

の免許状にかかるとともに、養護教諭の免許状の授与を受ける場合に必要とする養護教員の在職年数に含めることができることとしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに、ご賛成下さいますようお願い申し上げます。

○濱野委員長 次に、学校教育法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

質疑の通告がありますからこれを許します。村山喜一郎。

○村山委員 今回提案をされました学校教育法等の一部を改正する法律案の第二十二條につきまして、内務局長にちよつとお尋ねをいたしますが、従来は満十五歳以上で中学校に入學する場合に許可を要する、こゝういふような行政解釈が通達として流されているようでございます。そこで、今回「満十五歳に達した日の属する学年の終り」までの間小学校に「就学させる義務を負ふ」といふふうな従来通達で解釈としてお出しになって来たものを、法律の上において明記しようということになったのだらうと思ふのであります。が、そゝなりまうと、いわゆる今日ま

す。ところが一方学校の、特に後期中等教育といいますが、所得倍増計算の中におきまして、国民の十五歳から十八歳までの青少年に対して何らかの高等学校教育というものをとおさめさせなければならぬのだ、その程度までレベルを引き上げなければならぬのだということを言っておるわけであります。従いまして、そういうような点から考えて参りますと、今大臣の御説明では、勤労青少年の中の、高等学校の課程を訓練施設の中で働きながらもなお履修して、高等学校教育としての資格をとりたいのだ、そういう人たちの声にこたえて法律案を提案したのだだ、ということになつておるようであります。

そこで私がお尋ねをいたしたいのは、今各職業訓練施設の中におきまして、そういうような青少年の技能教育といふものが行なわれているわけでございしますが、その教育内容といふものを考えてみますと、まことにこれは貧弱であるとは考えるわけです。そういう実態であります。文部省の方において、高等学校学習指導要領の内容に定めるところの単位取得の中において、統制をとって、学校教育という形の上において、職業教育、技能教育といふものを教育体系という形の上において統制をはかっているという考え方に基づいているものなのか。それとも学校教育体系といふものをそういうような技能教育を取り入れることによって若干でもこわしていこうという考え方

○内務政府委員 技能訓練施設は労働省が現在やっておりますが、昭和三十四年四月末の調査によりますと、その中に訓練生が五万四千七百八人おりました。指導員の数は現在二万八千人に及んでおるわけでありまして、お説の通りこの内容は千差万別でございます。しかしながら相當な施設もございまして、高等學校と同程度に認定してもよろしいような施設が相當あるわけでございます。特に学校の施設あるいは実業実習設備、それから教科書あるいは指導員の資格等を見まして、高等學校と遜色のないようなものが相當数あるものでございまして、そういうものを対象にしていきたい。ですから、実質的に高等學校程度の教育をしておるとい

うことが認定の一つの基準になるわけ
でございませう。その中で、訓練施設
の自主性はそこなわないようにしたい。
同時に学校教育の方の体系も乱さない
でいく。と申しますのは、学校教育の
体系の中に取り入れられ得るものだけ
は取り入れていく。訓練施設でやつた
ものが全部高等学校の単位になるわけ
ではないのです。必要な部分だけが高
等学校の単位――高等学校では八十
五単位を目標にしておりますので、そ
のうちに訓練施設で何単位とり得るかとい
う問題が次の問題になるわけでありま
す。残った分を定時制なり通信教育で
補いますならば、子供たちの負担はそ
れだけ軽くなって高等学校卒業資格が
得られる、こういうわけでありませう
で、学校教育の体系を乱さず、また企

○村山委員 事務的なお話になればさういうようなことになると思うのですが、この法律改正の基本的な考え方の中に、高等学校に進学する希望を持つておる者ではできるだけこれを全員入学という形の中において拾い上げていかなければならないのだ、こういう基本的な考え方というものがなければならぬと思う。そういうことが文部省の基本的な考え方として打ち出されて、いわゆる技能者教育という労働省あたりの考え方との間の調整を、学校教育という立場の上から考えたものでなければ、日本の高等学校の定時制の教育というものの形が、ややもすれば技能者教育というものによってゆがめられてくるのじゃないかということを私な

ちは心配をしているわけです。また定時制の高等学校あたりの先生方、あるいは高等学校教育に携わっておる人々からいへば、今後における問題点が非常に多過ぎるのじゃないかと思うのですが、その点どうですか。

○荒木国務大臣　その点は、お説の通りに教育が基本でありまして、技能教育に教育が手助けするなどという考え方も毛頭ないのであります。たださつきも申し上げました通り、家庭の事情その他等で本人にとってはまともに居間の学校に行けない不満があらうかと

の機關も利用できないというか、こゝに人々があつてと思われませんが、そういう子供たちの希望を満たす。しかし、くまでもそれは技能教育の便宜のため、に、教育が基本的な線をゆがめてまでも奉仕するといふのではなく、基本線堅持しつつ、今政府委員から申し上げましたように、これは具体的には政会で定めることかとも思いますが、今申し上げたお説のごとき基本線を斷じてくずさない、これだけはいかなる事情があつとも曲ぐべきことじゃないと思ひます。繰り返し申し上げますが、教育の基本線を堅持しながら、向學に燃える青少年の希望にこたえる、そのことではなければならぬと思ひのてります。

○山中(吾)委員 関連して。今の職業訓練所を定時制の教育課程として認めるといふことについて、免許法の関係で非常に疑問があるわけです。指導員もといふのは、教員の免許状はないわけですね。免許状のない人に教わった課程を高等学校の課程とみなすという点については、免許法を乱すおそれはないか。たしか内容は一部定時制教育のものとはなしてやりたいほど具備したものはあると思うのですが、その辺の、教員の資格制度との関係を文部省でこの法案を作る前にいろいろ検討されたですか。

○内藤政府委員 お説のように、企業内の訓練施設の指導員の中には、免許状を持った方もいらっしゃいますし、また持っていない方もおります。で

りません。その場合に、高等学校で使へる資格はもちろん検討しなければならぬが、これはもう大體決まっています。おける教科書を使つておるのが大部分でございますが、どういふ教課内容まで教えているかという点をあわせて検討しなければならぬ。そこで、正規の建前からいいますれば、これは当然然る通の高等学校でございますれば、免許法の適用を受けますので、免許状がかつかない先生は教えることができないわけですから。ところが、訓練施設をやつた教養を高等学校の教育の一部とみなす場合に、どうしてもそこに認定ということが必要なので、免許法のかわりに立派に部大臣が認定をして、適當であると判断してその一部を高等学校教育とみなす、こういう考え方でございます。

○山中(吾)委員 大学を卒業したのか、そういう人は確かにあると思うのかもしれませんが、現在、大学を卒業した者も専職課程をとらないと免状をやらないという免許制度なのであるから、学歴、大学を出ているからということであり参考にはできない、重要な資料にできないと僕は思うのです。そこで、教員の免許制度がその辺からくずれていくのじゃないか。それで、たとえば指導員の中に二分の一以上教員の免許状も持つておることを条件とすとか何を入つていれば一応わかるのですが、ここに指導員が七、八人おつて、大学を出たとか出ないとかじゃなしに、だいたい一人も教員の免許状を持つておる者がいないというときに、高等学校の課程の何単位かを認めるということは、

うも疑問である。大体、そういう課程を教えることは免許状を持った者でなければできないという制度なんですか、免許状を持っていない者が教えた課程を文部大臣が高等学校教育を受けたという認定をすること自体、文部大臣自身が免許制度を否定するようなことになるのじゃないか。これは今直ちに明答をいただかなくとも、もう二、三回審議をしたいと思いますから、あとでまた御検討願って、もう少し納得する線で免許制度との関連を説明することを希望して、私は関連質問ですからこれで終わっておきます。

○村山委員 大臣の方から、学校教育が正しい姿で運営されることはあくまでも断固として守っていくのだという基本的な考え方が示されましたので、その点はまことにけっこうであると考えますが、この制度を高等学校のいわゆる全員希望入学の方向との上において、どういうふうに関連づけて考えられているのか、お尋ねをしたいわけですが。その点はどうか、もっと具体的に申し上げますと、今高等学校にはいわゆる産業科、別科というコースがあるわけですが、これはおもに技能教育を施しているわけですが、働きながら高等学校の課程を出ていく青少年のそういう希望者を、技能教育を授けている施設で勉強をしている子供たちの単位も認めてやろうということになるならば、当然そういうような別科コースに進んでいるところの生徒の進学希望といえますか、本科編入への希望といえますか、そういうようなものもやはり関連して考えていかなければならぬ問題だと思ふのですが、そういうようなところの配慮というものが考えられて

れているのかということをお尋ねしているわけですが。

○内藤政府委員 できるだけ後期中等教育の充実、完成に進んで参りたい、こういう気持ちからこの法案も出ているわけですが、お説のように今日までのところ、高等学校の別科のものは本科への編入が認められていませんが、これは私も実は検討いたしまして、認める方向に踏み切りたいと考えて、そこでやった単位は本科の単位に換算する、こういうようなことで今検討いたしておるところでございます。

○村山委員 内容がこまかになつておそれ入りますが、学校教育法で定められました高等学校の学校教育の目標あるいはその内容、そういうようなものではないかと思ふのですが、そういうような点をどういうふうにして調整をはかっているのか、その点をお示し願ひたいと思ふのです。

それから施設の指定に必要事項は政令で定めるといふことになつておりますので、当然大臣の方で指定されるわけでございますが、そうなつて参りますと、現在の職業訓練施設といふものの実態から見ても、勢い大企業の実業内訓練所が主体に考えられてくるのではないかと思ひますが、その点文部省の方は今の職業訓練施設の実態といふものをどういうふうに見えておられるのか、その点について御説明を願ひたい。

○内藤政府委員 職業訓練施設は職業訓練施設の独自の目的があり、内容が

あるわけでありまして。学校教育については指導要領によつてその目標、内容が定められているわけですが、その中で共通的なものは、実験、実習を伴うような実技の教科についてはその大きな隔たりがないと思ふのであります。そういう分は、訓練施設でしたものをできるだけ認定していきたい。それからその他一般教育等につきましては、これはどうしても定時制なり、あるいは通信教育で補わざるを得ないと思ふのです。そこにおのずから認定の限界があるわけでございます。その辺の調和は十分とて参りたいと思ひておるわけです。

それから次に、実態につきましては確かにお説の通り大企業のものが非常に整備されておりました、私どもの見たところによりますと、工業高等学校以上には内容の整備充実されたものも大企業の中には相当ございます。ところが中小企業の中でも、これは数は非常に少ないのですけれども、質のいいものもございまして、要は高等学校教育として施設設備、教員、組織、教科内容等を見まして、同等以上という判定がつかますれば、大企業、中小企業にかかわらず指定したいと思ひておるのでございます。

○村山委員 中小企業の企業内訓練所の実態は、今ここに労働省の職業訓練部の管理課長の中田さんが説明員として出ておいでになりますので、質問いたしたいと思ひますが、現在職業訓練を受けている者は約十万人といわれておるようでございます。その中でいわゆる公共訓練所——二百九十九カ所ですか、こゝで四万五千六百六十人、それ企業内で五万六千四百人、一千二百六

十四カ所、共同施設が六百四十七カ所と聞いておるわけでございますが、この実態といふものが、学校教育の上において関連づけて考えていった場合、いわゆる教育課程の履修の時間数といふか、職業訓練所内の教育課程の学科と実習との振り合いの問題を考えたみますと、いわゆる高等学校教育という上から考えた場合と非常に差があるようでありまして。しかも公共訓練所なりあるいは大企業の職業訓練所の実態といふものを考えあわせるときに、はたしてそれが学校教育の上にとどの程度乗つてくるかということについては非常に疑問があるし、またこの訓練所の指導をしておられるところの先生方というか、指導員の方々の定数の問題であります。なり手がない。あるいはまた訓練所の施設が、特に公共訓練所の施設の状況はあとで数字を示していただきたいと思ふのですが、そういうような実習の単位を与え得るようなものが、こゝは認定してくれといつて文部省に持つていけるようなものが一体どの程度あるのか、その線を明らかにしていただきたいと思ひます。

○中田説明員 村山先生から御指摘のございました職業訓練の中身の問題でございますが、労働省におきます職業訓練関係の施設制度といたしましては、公共の訓練施設と事業内の施設がございまして。公共におきましては一般訓練所といふのが、先ほど御指摘がございましたように二百九十四カ所、明年度はやることになっております。それからその他の公共といたしましては身体障害者の特別訓練所を設置しております。これは全国で八カ所でございます。それからさらに現在全国的に整備

途上でございますが、総合職業訓練所といふのを各県一カ所作りまして、そのほか北海道等に若干数をふやしまして、全国で五十カ所作るという計画がなされておりました。昭和三十六年度でその全体計画が一応終わることになっております。内容につきましては若干整備がはかられておるところがありまして、いずれにいたしましても手をつけるのは五十カ所が三十六年度で終わることになっております。それからさらに公共の施設といたしまして中央職業訓練所といふのを本年の四月から開始する予定にいたしております。この公共関係の施設はそれぞれ目的を異にいたしておるわけでございます。一般職業訓練所におきましては、主として転職希望者、離職者に対しては六カ月ないし一年の短期間の訓練をやっております。それから身体障害者の訓練所におきましては、身体にハンディキャップのある人々を対象にしまして特殊な訓練をいたしております。それから総合職業訓練所におきましては、現在はまだ切り替え途上でございますが、将来はやはり二年制の高度の訓練をやる対象は、新規の中学校を卒業したような方とか、あるいは離職者、転職者等の若年層が一応対象になります。

中央職業訓練所におきましてはこれらの施設、それからさらに後ほど申し上げますが、事業内の施設におきまところの指導員の養成をいたす長期のもの、短期のものがございます。長期のものをにつきましては四カ年の期間をかけてやる予定にいたしております。それから短期につきましてはある程度の学歴、経験等をお持ちの方に六カ

月程度の短期間の指導方法についての訓練をいたしまして、指導員に仕立て上げるといふことにいたしております。

以上が公共でございます。そのほか先ほどからいろいろ御質問が出ております事業内の施設でございます。事業内の訓練につきましては二通りございまして、その一つは職業訓練法十五條に基づきます単独の事業主が自分のところの雇用労働者に対して行なっております訓練と、それから中小企業におきまして二人以上が共同してやっております職業訓練法十六條の訓練でございますが、共同してやっておりますもの、二通りのものがございまして、

この事業内の訓練の内容でございますけれども、これは三年ないし四年になつております。ごく例外的には二年のものもございまして、大部分が三年でございます。これは単独でやる大企業におきまします場合も、それから中小企業の共同におきましても、訓練のやり方は同じでございます。訓練時間は一年間千八百時間でございます。三カ年でございますと五千四百時間の訓練をしております。

訓練内容につきましては、学科はごくわずかでございまして、二百五十時間から五百時間程度だと思ひますが、これは職種によりましてそれぞれ違つております。あとは全部実技でございます。応用実技と基本実技に分かれておりますが、実技を重点にやつております。こういう内容になつております。大企業の場合と中小企業の場合と、施設等におきましては若干の差異がございます。大企業におきましては、内務局長からお話ございましたが、非常に完備されておるのが通例でございます。

中小企業におきましてはなおもう少し整備をしなければならぬというのが実態だと思ひます。これは応用実技がそれぞれの事業場の施設において行なわれるといふことから、中小企業にはそれほど十分な施設が整備されてないといふのが実態だと思ひます。

これに従事してゐる指導員の問題でございますが、指導員につきましては職業訓練法に指導員の資格を一応きめております。その内容は、指導員試験に合格した者でありますとか、あるいは高等学校の教員免許状を有する人でありまうとか、それから免許状は有しないが、大学を出まして二年程度の経験を持つてゐる人であるとか、そのほかにもございまして、大体一定の資格をきめまして、その人に免許を与えるという制度になつております。免許状を持つた人が訓練に携はることになつております。

指導員の数でございますけれども、原則は十名について一人程度という内容になつております。それ以上におることも事業内の場合はしばしばございます。公共は大体十名について一人の基準で予算措置をいたしております。

訓練の内容が高等学校の教育と比較いたしましてどうかという点でございますけれども、私どもはこれは一つ一つ各職種別に当たつていかなければはつきりしたことは申し上げられませんが、実技の面においては、相当程度の高いものをやつておると思ひます。

以上でございます。
○村山委員 文部省の内務局長の方に
お尋ねいたしますが、説明要旨により

ますと、事業内訓練施設その他の技能教育施設というふうに書いてあるわけですが、事業内訓練所というのは、今までも何回も話がありました企業内の訓練所のことであらうと思ひますが、その他の技能教育施設の中に、今労働省が技能教育をやつております公共職業訓練所があるのではありませんか。そういうふうなものは入れることに考えておられるのか、それともいわゆる企業内訓練所あるいは共同施設訓練所、この二つをまたず明らかにしていただくか、その点をまず明らかにしていただくかと思ひます。

○内務府委員 現在のところ修業年限三年程度のものを考慮してございまして、それ以下のものは考えていないので、今お述べになりました公共職業訓練所は、一般の目的が、主として失業その他職を得ない人に職を与えるといふことでございまして、企業内訓練所とは目的を異にしておると思ひます。とりあへずのところ公共職業訓練所については考えておりませんが、これは将来の問題として、そういう高等学校程度の教育をされるということが明らかになれば、検討の余地があるかと思ひます。現在のところ企業内訓練所を中心としてございまして、青年学校等でも、特に最近青年学校の場合でも職業訓練施設の強化をいたしておりますので、これも高等学校程度のものでありますれば、対象にしてもよいのではなからうかと考えておるわけでございます。

○村山委員 公共職業訓練所はその対象外といふことでございまして、第一応その問題をはずしてやつて参りましたと思ひますが、第二回の世界教員

会議というのが五七年に開かれておりますが、その結論によりますと、職業教育というのは公の教育のワケ内で行なうべきで、そのため採取と企業目的の遂行を防ぐために企業内養成を全面的に廃止して、個人の持つ才能の全面的発達を旨すべきである、こういうふうな述べておるわけでありまして、このように世界教育会議の結論といふものです。これはやはり学校教育といふものの中において職業教育といふものはやめていかなければならないのだという方針が示されておるわけでございますが、これによりまして、企業内訓練施設は大企業を中心になつてくるという結果にはなつて参ります。

○内務府委員 これは実態にもよると思ひますが、ただ、最初に述べべになつたように、公教育は学校でやるということが、確かに私どもも原則だと思ひますが、今日西ドイツあたりでも一週間に一日は学校に通はれて、パート・タイムの義務制をしておるわけですが、イギリスでも同様の一週間に一日雇用主に俸給を払わせて進学させておる。今世界の国々を見ますと、十五歳から十八歳までの者に何らかの教育を施すといふことが最も急務のように思われるのでございまして、わが国の場合、全日制に通つてゐる者は中学校卒業生の半分なんです。残りの半分はわずかに一〇％が定時制、通信教育なんです。この層をふやしていくことが、民族の発展の根源にもなるし、本人の幸福のためにもなるのではなからうか、こういうことを考えますと、できるだけ広く教育の機会を与えるのが筋ではなからうかと思ひます。そこで、その場合にどの程度、それではこの企業内の訓練施設のものに認めるかといふ限界の問題だと思ひます。ここで全部を認めるようになつたらおかしいと思ひます。ですから、せいぜい私どもの考えてゐるのは三分の一から半分以下を一応考慮に置いておるわけでございますが、これはもちろん訓練施設の内容いかんにもよると思ひます。明確には、一律にはきめかねると思ひますが、今のところ三分の一程度、せいぜい二分の一以下、こういう程度に考えておるわけでございます。

○村山委員 そういたしますと、定時制の機械科の場合の課程の履習単位を例にとりますと、学科を八十二単位、実習を十単位くらいで、当然高等学校の課程は履習するわけですが、そういうような場合に、今説明を聞きますと、

三分の一あるいは二分の一以下ということですが、そのように考えて参りますと、ただ実習だけでなく、普通の学科、そういうようなものも、その事業内訓練所でやつたものが高等学校と同程度のものであれば、これを認めていくのだ、こういうような考え方がある、関連学科だけでなく、基礎学科、そういうものまで含めてお考えになっているものか、どの範囲に考えておいていいのか、そこを明らかにしていただきたい。

○内閣府委員 一応、実験、実習を伴う教科、特にこれは専門教育に関する実験、実習ですから、理科とか数学等は単位があつても、これははずしていただきたい。一般教科は当然学校教育の方で受ける、せいぜい機械なら機械、電気なら電気のそういう教科に限定したいと考えております。

○村山委員 その考え方は正しいと思ふのですが、いわゆる普通学科、それに専門学科、実習というふうに分類をいたしてみましたが、学校で普通学科を習い、訓練施設で専門学科、あるいはそれに関連して実習教育の単位をとる。それから学校でとれないようなものを通信で、たとえば国語の単位が三単位なら三単位とる。だから三つの立場から、いわゆる学校で相当な単位をとつて、それから通信でも数単位とつて、企業内訓練所で二十単位くらいとる、こういうような形で単位を修得して高等学校を卒業させていくというような考え方が成り立ち得るものか、そういうような方向というものをお考えになっているのか、その点を明らかにしていただきたい。

○内閣府委員 ぜひそうしたいと考えております。定時制、夜間の教育だけでなく、通信教育も活用していきたい、なるべく高等学校教育を容易に修得できるように考えておるわけでございます。

○村山委員 そういうようにすべての働く青少年に履修をさせていくというような形において考えていくことは必要なことだろうと思ふのでございますが、技能教育施設との連携のはかり方、技能教育施設との連携をはかり方、今後文部省がこれを進めていかれる場合に、審議会のようなものをつけて、そして運営の民主化をはかつていく、こういうような考え方はお持ちにならないか、その点も明らかにしていただきたい。

○内閣府委員 現在定時制通信教育の審議会がございまして、その審議会の意見を聞いてこの法案の基本もお諮りしておるわけでございます。今後におきましても、定時制通信教育の振興について十分御意見を伺つて適正を期して参りたいと考えておるわけでございます。

○村山委員 これはただ定時制のその審議会だけでなく、文部省設置法の二十七条にいろいろな審議会があるわけですが、これは学校教育と、さらに技能教育といふますか産業教育といふのですか、こういうようなものとの間において非常に大きな変化を来す考へ方だと思ふ。そうなりますと、やはり今後単位の修得の問題をめぐり、あるいは師弟の問題をめぐり、あるいは近代的な労務管理が行なわれておるのかどうかという企業内の実態の問題をめぐり、今後腕だけをみがついていくような徒弟的な教育のあり方な

くて、技術革新に備えるような能力、判断力を養成していかなければならぬというようなことが重視されなければならぬわけですが、この問題は、現在の企業内訓練所の実態というものがいろいろの面において問題もあるし、将来においても問題があると思ふので、そういうような点からやはりそこらにはもっと民主的な審議会というようなものを一つ別に作つていく方向が正しいのじゃないかと思ひますが、どうですか、その点は再考できませんか。

○内閣府委員 お説のように、企業に携わる方々と学校教育との連携、特に産業界と学校との連絡を密にするという意味で、御意見大へんごもっともだと思いますので、十分検討させていただきます。

○山中(吾)委員 先ほど免許制度のことで私質問したのですが、厚生省の方から指導員の養成は厚生省で、そして厚生省で養成した指導員によって教えた教科を高等学校の卒業資格の一部に認定する、そうすると教育者という性格を持つてくるのです。その養成については厚生省が養成をして、文部省は何のタッチもしない。やはり教育は人なんですから、その辺が非常にずれにくいのではないかと。文部省はそういう養成をするときに何のタッチもなしに、その人たちが教えた結果については文部省が責任を持つてということについては非常に矛盾を感じるのです。こういう法案の要訣はそこらのところを掘り下げなければならぬと思ふので、この法案をお作りになるときに、そこら辺の養成ということについて両省においていろいろお話し合いを

されたのかどうか、それをお聞きしたい。

○内閣府委員 指導員の資格については文部省も十分御相談を受けております。問題は、そういう点でももちろん指導員の資格について文部省からいろいろの考えを出してきまつたわけでございますが、これが単独の高等学校を認定するかどうかという問題でございます。あくまでも高等学校教育の一部だ、これで高等学校を卒業することにすれば、私はあなたのお説のように大へん矛盾が多いと思ふのですが、少なくとも教育の本体は、やはり人間教育としての普通教育に重点があろうと思ふ。職業教育については各省それぞれやつていらつしやるわけです。職業教育の分野でやつた分を教育の一部とみなすという限界があるわけですが、国民教育としての分まで文部省が譲つておるわけじゃないと思ふので、その辺との関連は十分考へて提案したつもりでございます。

○山中(吾)委員 厚生省では一つの例として、三カ年ないし四カ年の訓練期間において五千四百時間を履修せしめるといふ例を出されたのです。これは実態は定時制の教育ぐらいの内容があると思ふのです。ある意味においては、大抵に高等学校の定時制として認めてしかるべきものがたくさんあると思ふのです。そういうことからいって、大抵に学入資格その他を与えることをむしろ大抵に考へてしかるべきものが一面にある。従つてその指導者に対しては実習教諭とか助教諭とかいふ、いわゆる資格を与える文部省側の養成の制度というものをもち、教育機関として

認定できる体制をとつていく方がつきりするのじゃないか、私は一面そう考へるわけです。一部履修機関を認めるといふけれども、実際になつてきまふとそれはいかなくなるのじゃないか。職業訓練関係にも私はタッチしたことがあるのですけれども、たとえば建築関係ですと、大工さんで非常に技術だけはすばらしくすぐれておられるけれども、学校を出た者にはとても及ばないので、そういうふうな人はたくさん指導員として入つておるはずなんです。だから文部省はこういう法案を作るならば、そういう人に対して特別実習教諭、助教諭の資格を与えるために短期間でもいいですから、養成機関を作つて、それに対して文部省が実習教諭の免状を与えるというふうなことを一方に考へながら、こういう問題を解決しなければいかなぬのじゃないかという感じがするのですが、どうでしょう。

○内閣府委員 これがお説のように、戦時中にありましたように、会社、事業場の経営しているものも青年学校にした。こういう制度になりますと、教員についての免許制度資格全般を考へなければならぬと思ふのですけれども、これはあくまでも高等学校教育の一部だ。それは実験、実習を伴うような教科に限定して、いわゆる技術の面の教育でございますので、この面についてはある程度の教員資格がありますれば、免許状がなくてもいいのではなからうかという考へを持っておるわけでありまふ。人間教養としての、国民教育としての、特に人格形成をするという教育の基本的問題は、学校教育の面で扱つていく、こういう立場をとつておりますので、現在

のところはこの程度ではなからうかと
思うのでございませう。

○山中(喜)委員 私自身も疑問がある
ので少し考えてみたいと思つたので
すが、頭に浮かんでくるのは少年院で
す。少年院があつて、その少年院の中
に法務省が教官と名前をつけている。
そこでいろいろと教育いたしておる。
そのまゝ給つておくと義務教育も得な
いでおるといふので、少年院の方から
何とかこれを教育課程として認めてく
れという要望をかつて受けたことがあ
る。それでこちらから教員を派遣をし
て、そうしてその院内において派遣教
育をして、県の責任において義務教育
の中学を履修したということに認定を
して、そういう少年が義務教育を終る
ように便宜をはからつたことがあるわ
けなんです。そういうふうなことも考
えて、いっそう少年院の教官というの
を文部省がいわゆる教員免許状保持者
として認定する。むしろ文部省が派遣
を——法務省が任命するのでなくて、文
部省の方々が任命するといふよりな行
き方の中に入つていって、もっと文部
省関係といふのはそういう教育全体に
ついて責任を持つような体制の方がい
いのではないかと感じましたことがあ
る。それを連想して今これを考へてお
るのですけれども、おそろくこの法
案を作つていきますと、だんだんその
方向にいかなるを得ないだらう。今は
一部履修、ところが公共職業訓練所な
んといふのは内容がだんだんと深ま
ていきますし、それから私立学校の高
等学校については、家庭科の高等学校
といふことになつて参りますと、だ
ん類似性が出てくるものですから、
そういうことを将来やはり見通しをつ
けておかないと、この法案自体が不徹

底な、あいまいな、何かわけのわから
ぬようなものになつてしまふのではな
いかという感じがするのです。その点
をもう少し検討していただいて、それ
から将来この法案の進んでいく方向は
どこなのかといふことを、また次の機
会に御説明を願ひたい。

○小林(信)委員 関連して。この法案
の中の趣旨といふのは、私、現状を見
ますときに、非常にこれはいい内容
を持つておると思ふのです。実際定時制
に勉強しておる人たちの現状を見ます
ときに、こういうふうな形がとられる
ことは非常にいいと思ふのですが、こ
の法案の作られ方がはたしてそういう
実情に沿つておるのか、あるいは事業
家の方の立場を考へていろいろ立法措
置をするのかといふようなところが、
今後これが運営されるについて非常に
問題があると思ふのです。おそろく大
臣にそういう点を質問を申し上げて
も、事業家の要望にこたへたのだとい
ふようなことは言わないと思ふので
すが、これは非常にまじめな勤労青年の
問題でございまして、真剣にわれわ
れも研究しなければならぬところだ
と思ふのです。

そこでお聞きしたいところは、一体
事業家といふものは、現状の傾向とし
て、定時制教育にある者をどの程度に
理解しておるか、これを文部省等が見
ましたところを一つお聞かせ願ひたい
と思ふのです。

○内藤政府委員 最近特に科学技術
が進歩して参りましたので、各企業が
それぞれ将来の方向を定める上に一番
大事なのは人だ。ですから人の教育に
は金を惜しみなくつぎ出そうといふ
が特に最近目立つておるようござ
います。これは諸外国でもそうで

が、日本の企業家も、後継者養成と、
りっぱな人材を養成することがその事
業の発展に欠くべからざることだとい
う点で、企業内訓練が非常に盛ん
になつたのはそういう趣旨に基づくよう
に見受けられるのでございませう。

そこで、このところで授業を受けて
おる者は、中学校を出てから優秀な者
が三年の施設に學んでゐるわけな
ので。現在の制度では、この子供たちは
う一ぺん定時制なり何かで資格を取ら
ないと、高等学校の資格は得られない
わけなのであります。今回の制度によ
りまして、三分の一なりあるいは二分
の一なりの負担が軽減しますならば、
高等学校教育といふものは受けられ
るわけでありませう。現実に高等学校
に出た者と出ない者とは、やはり社会に
おいても待遇の差があるといふことが
日本の現状なわけでございますので、
できるだけそういう点も考へて、高等
学校の資格を付与し、またそれにふさ
わしい実力を養成していきたいとい
ふのがこの法案の趣旨でございませう
が、企業家ももちろんこれには反対はし
ておりませうし、今後の定時制通信教育
を進展させる上にも、このことは必要
ではなからうかと考へておるわけ
でございます。

○小林(信)委員 この法案の生まれる
ことは事業家はおそろく希望してお
ると思ふのですが、そこで私の今お聞き
したいところは、今までのこういう働き
ながら勉強するといふふうな人たちに
対する理解の程度の問題をお聞きした
のですが、私たちの耳にしておるとこ
ろは、極端なのは定時制へ通うような
生徒は採用しないといふふうな条件を
はつきり持つておるところが多いわけ

なのです。どちらかといふと勉強す
るような者はきらいだ、こういうのが
私は事業家の実際の頭じゃないかと思
ふのです。そこでこういう法律が出来
れば、これに便乗してなるべく給料の安
い者で速成的な技術家、自分のところ
に都合のいい技術を持つ者を作るとい
ふようなところで、かえつてこれが事
業家に人を集めるために利用されるよ
うなことになるおそれがあると思ふの
です。大企業はおそろくこういうこと
は率先して協力すると思ふのですが、
最近の中小企業の現状から見ますと、
必ずしもこういう情勢になつておらな
い。やはり一番大事なことは、事業家
も今局長の言われた通り理解を持つて
おるような者であれば、この法律は生
きて思ふのです。しかし今私の申
し上げたような考へでいる者は、これ
を利用して、人を集めるために、使
るように法律を使うといふ形に私はな
ると思ふのですが、そういう点につ
いての見解を私はお聞きしてはわけな
です。従つてそれに対してもし私と同
じような見解があるならば、簡単にこ
の法律を出すといふことはいけない
と思ふます。何かこれに十分備えられ
るような考へがなければならぬと思
ふのです。

○内藤政府委員 企業主の中には、お
話のように、定時制に通うのも通信教育
を受けるのも、無理な方もあるござ
います。しかし最近では労働基準法の関係
その他労働法規の関係もありまして、
だんだん理解が深まつてゐるのを見
えるのでございませう。この法案を逆用
して安直に訓練施設を作つて、それで
高等学校教育を受けさせようといふよ
うな考へは、私はなからうと思ひま

す。むしろ企業内に施設がないなら、
積極的に定時制に通はせるとか、ある
いは通信教育で単位をとる、結局私
も事業主に会つて聞きますと、やはり
高等学校教育まで受けるような心がけ
のりっぱな子は、何か見どころがあ
る。ぜひ定時制通信教育をやらして
かつたといふことをあとで述べられて
いますので、できるだけ雇用主の理解
を深めてこの教育を推進して参りた
い。もとより定時制通信教育といふも
のは、雇用主の理解と協力がなければ
伸びないのであります。今後一そうそ
の点を徹底して参りたいと思へてお
ります。

○小林(信)委員 確かにそうありたい
と思ふのです。そういうふうな理解を
事業家に持つてもらふことが、働き
ながら勉強する青年にとりましては最も
好ましいところですが、そこで今お話
がありましたように、今度は企業訓練
所の中で教育する人の資格が先ほども
問題になりましたが、中小企業の中で
も大きい方に属するものはあるいは
企業と稱するものは大がたいといふよ
うな指導者を得ることが困難だと思
ふのですが、そういう点についての御見
解はどうですか。もしこの法律が通
え、ほんとうに大企業の一部にしか使
えないといふ問題が、中学卒業生、高
等学校卒業生といふようなところにね
らいがいつてゐるわけなんです。み
んな大企業のところに入間が集められ
て、中小企業は人を得られぬといふよ
うな形になるおそれもあるわけであ
る。とにかく今お話になつておられる
ような問題には、そういう資格を持つた指

導者というものがどの部分にあつて、どの部分にないかというようなことも大きな問題だと思ふのですが、こういう点について検討された点もこの際お話し願ひたいと思ふのです。

○内務政府委員 先ほど労働省からお客えがありましたように、企業内訓練施設の指導員の資格というものは法定されておりますし、それに免許も出しておるわけでございます。企業内訓練施設の数が申しすれば、中小企業の方が圧倒的に多いわけでありまして、おそらく施設の九〇％くらいは中小企業だろつと思ひます。この場合に学校教育法と同等程度の教育をしておるかどうかという認定になれば、これはまた別の問題だと思ふのです。施設、設備、特に指導員の質の問題、組織の問題が問題になると思ふのですが、教育の内容等を十分検討して、高等学校の教育と同等と認められるものを指定していききたいと思ふわけでありまして、

そこでこの法律に基づいてそういう訓練施設を設けることは、もちろん経営者側の相当な負担になりますから、そこまで負担をかけてやるというのが一つ、そうでなければ通信教育だけでも高等学校の卒業資格は得られますので、高等学校の通信教育に通うように指導をして参りたいと思つております。

○小林(信)委員 そこで今度は具体的な問題に入るわけですが、今のようなまじめな事業家が多ければいいのですが、私の一番おそれるのは、やつたことにして実際はやらない。また青年諸君もどつちかという、そういうような扱いを受けることが好ましいような場合もあるわけなんです。従つて正規

の学校教育を離れて、そういう便宜的なものでもつて、実際にはやらないけれど、お互い同士が、受ける方も指導する方もやつたという点にして、きつめて形式的なもので資格が与えられてくるようになれば、これは学校教育そのものの大きな問題になってくるわけでございます。こういう点についてはあくまでも現状の検討ということが必要であつて、はたしてこれに自信があるのかどうかお伺ひしておきたいのです。これは労働省の方からも、最近の事業家のそうした点に対する理解程度というふうなものをお聞かせ願へばいいわけですが、私はこの点が非常に心配だと思ふのです。

そこで、その問題はまたあとで詳しくわれわれも資料を持つてお伺ひしたいと思ふのですが、この法案の中に盛られておる言葉がどの程度の内容を持つておるものか、私は問題だと思ふのです。第一番には、四十五条の二の「文部大臣の定めるところにより」といふ、この「定めるところ」です。それがどういふふうになつておるのか、それからその下の「当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。」という、この「一部」といふ問題については先ほど局長からの御答弁で、量的には三分の一ないし二分の一以下という御説明があり、それから何か科目的には具体的に電氣とか機械とかいふようなことを言われたのですが、もう少しこのところを、文部省が盛つておる内容というものをこの際明確にしてもらいたいと思ふのです。

○内務政府委員 文部大臣の指定する基準は、一前項の施設の指定に關し必

要な事項は、政令で、これを定める。政令で基準を定めるわけでございます。その基準に従つて、千差万別の企業内訓練施設で高等学校と同程度という認定を文部大臣がするわけなんです。その指定された施設についてどの程度高等学校の教育とみなすかということ、これは文部大臣の定めるところにより、ということになるわけでございます。で、先ほど申しましたように、一般教科、普通教科については、これは訓練施設のものとは認めないという考えでおります。実験、実習を伴う実技教科については認める。それから先ほど申しましたように境界をきめておく。

三分の一、せいぜい二分の一というところもあり得ると思ふのですが、そういう認定の境界、それから必要があれば試験を課すことも必要かと思ひます。そういう単位認定に關する事項を省令で定めたい、こういう趣旨でございます。

○小林(信)委員 それは定めるところによりですが、そのところをなるべく明確にしてもらわなければ、實際この法律審議にあつて問題になるところなんです。今のところ非常にぼんやりとしておるようなんです、もう少し明確にしてもらいたいと思ふのです。というの、二分の一とか三分の一とかいふふうな量的に言われておるものが、技術というふうな面であれば、単位の中ではたして技術面が二分の一といふふうなものが認められるのかどうかという問題なんです。これが、これは私たちがまだ研究しておりませんからよくわかりませんが、それから教科の一部という問題です。教科の一部を認めることができるというこの教

科の一部ですね。これも政令で定めるわけでしょうが、その教科の一部の大体の概要をお話し願ひたいと思ひます。

○内務政府委員 高等学校の卒業に必要な単位は八十五単位以上となつておるわけなんです。ですからその八十五単位のうち何単位をこの施設でやつたものを認定するかということが一部という意味でございます。八十五単位の半分とすれば四十三単位になるわけなんです、三分の一にすれば二十七、八単位になるわけですね。ですからその場合に先ほど申しましたように普通教科についてはこれは認定しない、実験、実習を伴う実技教科については、それじゃ工業の場合にはどういふ科目を認めるか、商業の場合にはどういふ科目、農業の場合にはどういふ科目、そういう科目の中身が規定されるわけなんです。あくまでもこれは、八十五単位のうちの何単位認めるか、そのことを一部と言つたわけでございます。

○小林(信)委員 なおいろいろお聞きしたいのですが、最後に、實際こういう措置を希望しておるのは、もちろん工業関係、あるいは商業関係にも多いのですが、農村の青年諸君で定時制に通つておる人たちの問題が私はもっと考慮されてはしらないと思ふのです。この法律等では、これはどういふ農村の青年には適用されないと思ふのです。

そこで大臣にお伺ひしたいのです。が、農業基本法案が提案されたときに、この農業基本法を達成するために必要であるがという、大臣に見解

が要求されて、大臣も非常に協力するといふふうな説明されたのですが、確かに、今農村にとりまして、農業基本法の生まれることは大きな期待を持つておるところなんです。その一番大きな問題は、農業技術者をいかに教育するかという問題だと思ふのです。ところが、本年度あたり、農村青年を対象にした定時制高等学校等の希望者は、實際問題からいって、非常に少ないわけなんです。これが、どういふふうな今後ほんとうに農村技術者を養成するかという問題も、われわれは相当に苦心をしていかなければならぬと思ふのですが、その点、まあこの法案をはずれてもいいのですが、大臣に具体的な考えをこの際お聞きして、できるならこういう法案がこれに適用されるようにできるのかどうか、こういう点もお聞きしたいと思ふのです。

○荒木国務大臣 農業基本法におきましては、農村の近代化、合理化に即応して、その求めに応じ得る農村青少年の技能というものを育成することを文部省としても考えるということが主體となり、あわせて農業が近代化、合理化されるに従つて、潜在失業者的に二三男坊が農村に停滞しておる、それが勢い特に工業方面の人材不足の傾向でもありますが、需要が当然あるわけですから、それに應ずる職能教育を通じての能力が十分でない。そういう点について、教育の面で十分考へて、農業以外の新しい分野に進出できるようにする、そういうことで、農村自体の経済条件を総合的に向上させる、そういう面での協力をするのが趣旨になつておると承知いたしておりますが、この点につきましては、これは小

中学校、特に中学校の教育におきましても、家庭・技術科を通じてまじり得るような基本的な知識を授ける努力も当然なされるわけでございます。さらに農業高等学校における教科内容につきましても、新しい教育課程におきましては、前向きな近代的な農業経営にふさわしい教育を授けよう、こういう方向に目安を置いておると存じております。同時に工業高等学校の設置にあたりまして、今の農業基本法から生まれて出ます農村の将来の利用に際するような考慮を払って、農村子弟の教育にも当たろう、さらには、学校教育そのものじゃございませんけれども、青年団活動あるいは公民館活動等を通じてまじり得るような方向に特に意を用いていくべきであらう、大体がそのようなことを私は念頭に置いておる次第でございます。

○小林(信)委員 この法案は、かねて大臣もおっしゃられる、農村人口を減らすためには、農村問題を考えれば非常に役立つところと思えます。しかし、そのほかの農村振興あるいは農村の農業技術の振興というふうな面での教育作業とすれば、今大臣がおっしゃられたようなところは、ほんとうは大がいに農村にとどまらずに農村の仕事に従事しようとする人じゃなくなるわけですね。高等学校あるいは農業関係の高等学校あるいは工業関係の高等学校、こういうふうなものはやはりほんとうに農村にとどまらずに、農村のじみない仕事をしようとする人じゃないのですか。私たちの伺うところでは、農村の中にあります定時制高校に行く人たちが比較的農村にとどまらずに、農村の中堅人

物になる人たちなんです。ところが、これはさっきのまた逆になるわけですが、ほんとうにうちでもって農村の仕事をするものがほとんど単位に加えられるようになればいいわけですが、これは指導者というものが資格がないわけですね。だめになるわけですが、そういうふうな便宜をはかることの方がかえって農村のためにはなると私は思うのですが、おそらくこの法案制定に際しては農村問題等、農村の青年を対象にしたことについてはお考えになっておらないと思えます。これはまたあらためてお聞きすることにしまして、ただ工業関係だけに適用される法律であるというところはその点でもわかるわけですね。これに対しては、文部省当局もそういうものは考えられてはおらないと言わざるを得ないと思えますが、もし考えられておるといふならばお聞きしたいと思えます。

○内藤政府委員 現在のところ農村の青年は定時制あるいは通信教育に通っておるわけでありまして、それは農業の実態に合わせながら、主として農閑期を使うとか、あるいは一日置きに学校に通学するなり、できるだけ農村の実態に合うような定時制通信教育を施しているわけでありまして、そこでこの法律とは直接関係ございませぬけれども、関連があると思えますれば、これは将来今の青年学級の育成の問題があります。この点について、文部省も職業教育の充実という点で、できるだけ青年学級の振興をはかつていきたいという基本線を数年来出しておるわけでありまして、青年学級で相当実をあげて来ているものがあります。これ、これも将来検討して対象になり得るものだろうと考えておるのでござい

ます。

○濱野委員 次に、学校教育に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますから、順次これを許します。村山喜一君。

○村山委員 今回政府の方から提出されました所得倍増計画に基づくいろいろな法律案等があるわけでございますが、この所得倍増計画の中に、特に従来の倍増計画等に示されるものと比較して特徴的なものは、人材の養成でございます。その中で特に科学技術者という問題については、今後の所得倍増計画の中核になっていくのだというところで、この所得倍増計画が達成をされるまでの間において十七万人の科学技術者が必要である、こういうふうに取り打ち出されております。ところがこの推進にあたって、科学技術と教育訓練小委員会の報告によりますと、そのうち少なくとも七万人は大学等において養成をしなければならない数字であるとして示されているわけでありまして、それに基づいて文部省の方におきましては、高等学校の特に理科教育の振興という面に重点を注いでいろいろの予算やその他の関係法案を出しておられる。ところがこの所得倍増計画あるいは科学技術教育という問題は、高等学校程度の初級の科学技術者の問題も含めて、あるいは高等学校の急増対策の問題にも関係が出て参ります。先ほどの学校教育法の一部改正の問題にありましたような、国民のすべてに中等教育をというふうなものにも関

係が出てくるわけでありまして、きょうはここに科学技術庁長官の池田国務大臣がお見えになっておいでになりますので、まず科学技術庁長官にお尋ねをいたしたいと思うのであります。その第一点は、所得倍増計画が進んで参り、計画通りに経済の伸展がなっていくといたしますならば、当然十七万人の科学技術者が必要になるのだというところを打ち出しておられるわけですね。ところが文部省の方では七万人の大学理工科系の卒業生の増員を計画している。そこには十万人の差が出ています。その差は、いろいろなものを作ること、あるいは施設をする、こういうふうな問題よりも、そういうふうなものを創造していくところの人間を養成をすることにあるというふうな私たちが考えているわけですね。そういうふうな点から、現在文部省の打ち出した大学の増設あるいは増員、それに関連して七万人の科学技術者の養成計画というふうな点に対して、私科学技術庁長官としてどういうふうな考え方をもちにしているのかというところをお伺いしたいわけでありまして、特に今回予算の中提示されておりますように、本年度予算の中では国立の大学関係として千七百九十人の養成をする、そのために新設分の経費として七億八千九百万円というものを国費分につき込んでおられる。ところがこの文部省の計画によりますと、私立の大学に要請している人員、これは九百六十五名でございます。この九百六十五名の私立の大学に対しては今回は六千三百万円、こういうふうな新設分の助成計画があるというのであります。国立の方は千七百九十

人に対して七億八千九百万円、私立の方は九百六十五名に対して六千三百万円、こういうふうな形で、公立の方にも若干はたよっているわけでありまして、公立は百六十五人というふうなことになるというふうでございます。そういうふうな状態の中で二千九百二十人の増員計画というものがなされ、所得倍増計画の中核になる人材の養成が進められようというふうなわけでありまして、そういうふうな点に対して科学技術庁長官は、この所得倍増計画を推進をしていく考えの方において、設置法に基づく科学技術庁の長官としての任務の上から、どのような見解をお持ちになつておられるかということをお尋ねをしたいと思えます。

○池田(正)国務大臣 この問題は、実は文部省の諸君の前ではなはだ申し上げにくいのでありますが、率直に申し上げますと、私の方の資料は科学技術会議の資料であります。これに基づきますと、大学卒業生が十七万人を要するということになっておるようでありまして、従って、現在立案されております、文部省の現在とっておられるこの方策だけでは足りません。従って三十六年度は間に合いませんから、少なくとも三十七年度からは何らかの新しい方策を立ててもらいたいというところが一つ。それでは三十六年度には何もうかがいのつか、私はそう思わない。これは文部省当局とも十分に話し合っている。かように考えております。そして今御指摘になりますように、今までの日本の文部省のあり方は、私見を申し上げますと国立偏重で、こういうふうな形ではよろしくない。現にりっぱな私立大学もありまして、国家

の要望の一翼をになつておる、それらの大学が、それぞれ拡張しようとしておる。それに対して文部省はへんちくりんな規制を設けまして抑制しておる。というのが実情だと私は見ておる。違つておるかも知れない、これは文部大臣からしかられるかもしれないが、それが実情なんです。従つてもう少しその点を究明して、要するに私のねらいは十七万人の人員を獲得するところ、に国家目的があるのでございまして、その線に進めたいと考えております。

○村山委員 科学技術庁としては十七万人というのが最低必要であるという事で、その科学技術者の確保という事に今後も全力をあげていきたいという御決意を承つたわけでございしますが、まことにけっこうなことだと思つております。これはしかし今後の所得の伸びが、どういふふうに科学技術者の需要を呼び起こすかということにも関係が出てくるわけですが、文部省が今度は、この所得倍増計画というもののに対して七万人でよろしいという一つの基本的な考え方を立てられたのには、やはりそこにそれを理由づけるところの基礎的な考え方というものがなければならぬと思つております。その問題について七万人の養成計画をお立てになつた根拠というものをまずお示し願いたい。これは大臣からお答えにくい点がありますれば、内務局長の方からお答え願いたい。

○内務政府委員 私、所管局長ではございませぬけれども、一応御説明を申し上げます。

お説のように十七万人の不足でございまして、それをどういふふうに埋

めるかということでございます。そこで所得倍増計画の達成される十年後には学生定員を一万六千ふやす、こういうことになりまして累計で七万人ということになるわけですが、そうしますと十万人不足という格好になるわけでございます。ところがその七万人を埋めますには、初年度から一万六千ずつふやさなければならぬ計画になるわけでございます。ところが一万六千ふやすためには、まず教師の問題が一つあるわけでございまして、現在の施設設備の状況から考えまして、逐年これをふやしていくという方針をとつたわけでございまして、最終年度においては一萬六千人、この基本線に立ちますと、今申しましたように現在のところは不足しておる。その不足を一ぺんにカバーするには非常に無理がくる。無理のない程度で逐次定員をふやしていくという考えをとつたわけでございまして、これ以上ふやしますと現在のところ實際問題といたしまして一番困るのは、その大学の指導に当たる教授の定数の確保等について支障がくるという考え方で、こういう計画を立てたわけでございまして。

○村山委員 担当の大学管理局長はお見えになっていないのですか。

○清野委員長 来ておりませんが……。

○村山委員 文部省として今内務局長の方からは、肝心な大学の教師の絶対数が足りないのだ、これが一番大きな原因だというふうなことをおっしゃっているわけですが、ところが昭和四十五年以降の経済の成長の伸びが、どういふふうになるのかということについては、この所得倍増計画の中では示されて

ていないわけですが、だからそういうふうな要素が一つあるではないか。それから計画期間中の経済の伸長率の動向というものがどういふふうに向動いていくか、御承知のようない経済状態でもございまして、今後の所得倍増計画が、いろいろな物価値上げ等の関係であるいは行き詰まることがあるかもしれない。そういうふうな不安といふものがある。あるいは今話がありましたが、教師の確保が非常に困難である。さらに大学の教育の地位の問題から考えて、この問題についていろいろな問題点もあろうかと思つて、さらに五ヶ年計画としては施設設備等に膨大な予算を必要とする。こういうふうなことでこの計画というものが成り立たなかつた、七万人養成という線で押えられたのではないかと、いろいろな話を聞くわけですが、そういうふうな点を考えて参りますと、やはり今の所得倍増計画そのものについても、いろいろな見方があると思つてございしますが、現在のいゝゆる鉄工業の上昇の割合というものがこのままの形で進むとするならば、昭和三十三年においてさえも、もう十数万人の科学技術者が不足する、こういうふうにも算定がされるわけです。そういうふうな点から考えて参りますと、所得倍増計画そのものが、きわめて不安定な要素の中にあるわけです。そういうふうな点の上に立つて、産業界はこういうふうな発展をしていくから、それだけの人間が必要になるのだという計算をするのでしよ、学校教育をあくまで文部省としては、そういうふうな計画は成り立つけれども、實際問題としてはこの程度達成しておけばいいのだ、これでは少し足りないかもしれないけれども、

でも、そう無理を言うても日本の現在の段階からして、七万人養成以上はとていできないのだ、こういうふうな基本的な考え方がおありになるのではないかと思ふのですが、今のお話を聞いておきますと、まだ不足をするから今後においてはもっとふやしていくという考え方があつたのですか。それともこの程度がもう限界なのですか、そうむちゃを言われても大学の教師というのは急々に養成ができるはずがない、この程度がもう精一ぱいのところなのではないか、というのが、文部省は、どつちなのですか。

○内務政府委員 現在の大学の実態から見ますと、今申しましたようにこれ以上は困難かと思つてございまして。と申しますのは、現在の既存の大学の施設設備の拡充にも限界があるわけでございます。新しい学校をたくさん作ればこれは別でございましてけれども、現在の大学を基礎にいたしますと、この程度が私どもの考える精一ぱいのこととございまして、もちろんこの不足に対してどうするかということが一つの問題でございまして、それは現在の中で配置転換なりいろいろな方法で再教育なりしなければならぬかと思つてございまして。

○前田(衆)委員 関連して、科学技術庁長官がせっかく来られたのですから、この際科学技術振興のために一つ御意見を聞いておきたいと思つて、今経済成長率に伴う科学振興についての御抱負を承つたのであります。その希望的要求というものは、ごもつともだと思つておりますが、大体はほんとうの科学技術というものを振興しようとしたならば、ただ学校を建

てたりあるいは子弟の教養をどうするかというところでなしに、国民の思想的傾向をどういふ方向に向かうように指導しなければならぬ問題があると思ふ。

そこで第一に考えるべきものは、日本の官庁や会社やあらゆる方面において、いゝゆる政経学部出身者が支配的な立場の経営者というものをほとんど握つておる。また官庁におきましては、大臣を初め次官から局長とかいうようなものは、ほとんどそういう政経学部の者が独占しておるという傾向がある。これが科学技術を重視する社会はそうでないと思ふ。その一例は、これは昭和二十九年ごろの統計で少し古いのでありますが、アメリカとソ連とを比較いたしますと、アメリカには大学卒業生の中で理工科系は二七％、法文経済系は四三・九％、その他は教育者系であります。ソ連の方は理工科系が九四・九％、法文経済系は四・六％というふうに十分の一程度で、あとは教育者系です。その当時の日本の統計を見ますと、理工科系が二一％で、法文経済系が五四・五％、あとは教育者系であります。すなわちこれは私立の大学であつて公立の大学ではあるが、学生が社会へ出て優位な立場に立つところへ英才が結集する、こういう傾向は人間心理として当然なるものであります。だんだんと世界的に科学技術というものが重要視される時代になつてきたときに、日本はあつてふたつて教育のやり方を変えなければならぬ時代が来ていると思ふ。そういう日本の将来をどういふふうにかへるかという根本に十分な目を投じてやらないと、幾ら学級をふやし、そこに

生徒を募集しようとしたとしても、一般学生の中での希望が、今日のうちに法文系へ英才が集中されるというところでは、ほんとうに科学技術の振興した国家にならないと思うのであります。その点をどういふふうに考えるか、科学技術庁長官としてあるいは国務大臣としてのお考えを一つお聞かせ願いたい。

もう一つは、この統計をとった当時にとりだけの学術振興費を国が使っておるかというのを申し上げますと、アメリカは、これは大学ばかりでないのではありませんが、日本に換算して一年間に九千三百九十六億円、日本は当時二百十四億円にすぎない。ところがソ連は一兆二千二百億円使っておる。この数字が今日ソ連がアメリカをしり目に横行進歩しておられます。人工衛星等で優位な立場におられる原因だと、学界においても批評をいたしておるのではありません。金のことはあながち日本はソ連やアメリカを追い越しておるというわけにはもちろん参りませんから、及ぶ限りの一日本今の予算の組み方等では私はとてもだめだと思ひます。要するに学校施設や教育内容の問題のみならず、国家の全体の体系をどう持つていくかということに着眼しなければならぬ政治家の義務があるということ、あわせて今申し上げましたような経済や法律などは何ら物を作るものではない。ただその中で調整をどうするかというのを考えるだけにすぎないものであります。今後の世界の科学技術というものは、やはり世界をどちらへ持つていくかという大事な問題になっておるだらうと思ひます。そういう点についての所管大臣である池田さんの御意見並びに荒木文部大臣の文部大臣としてのこれらに關する将来の拘負経緯等を一つお聞かせ願いたいと思ひます。

○池田(正)国務大臣 前田委員のたゞいまの御質問でございますが、要するに日本は残念ながら法文系に重点を置いてきたことは事実でございます。役所に行きましても技術屋出身というものは出世ができないわけでありまして、民間会社においても同様であります。従つてこれは是正しなければならぬとわれわれもかねがね考え、また努力もいたしてきましたが、しかしそれはそれだけの国の立ちや社会情勢やいろいろなことがあるので、急にほできないこととあります。しかし私の役所などは次官以下局長の大部分が技術者出身です。これは特殊な役所でございますが、しかし民間もこのごろ大きな会社などを見まして、社長、幹部社員は技術者出身が非常に多くなつてきております。あるいは大学の総長、学長を見ましても、若学長以下理工系の人が非常に多くなつた。これは私は一つの大きな歴史の流れだと思つておりますと同時に、われわれはこれをさらに助長せしめ、育成しなければならぬという建前から、最初に述べられましたように、これは国民的な希望において国民全体がそういう気持ちになつてもらわないと、科学技術庁だけで力んでもこれは仕方ないと思ひます。政府ならば文部省なりその他われわれもともに協力していかなければならぬ。また政府だけ力んでもこれは仕方ない。そこで一昨年から科学技術週間というものをやりまして、こゝろも各省の援助、協力を得まして、来月の十七日から二週

間、科学技術週間といひまして、これは新聞、ラジオ、テレビその他あらゆる方面の御協力を得ましてやる準備を着々進めております。さういふ状態であります。これは一人や二人の力ではできないことではないので、とにかくみんなでもつてそういう方向に国民の意識を向けていくというところに重点を置いて考えたいと思ひます。

よけいなことになりまふけれども、先ほどの村山委員の御質問に若干お答えしたいと思います。

局長の御説明によりまふと、文部省はあくまでも教員が足りないというやうなことを言つておりますけれども、そもそも大学教師とは何ぞや、これは従来の文部省の伝統であります。この伝統を打ち破らない限り、これは七万人以上にはいかない。これは文部大臣の前でありますけれども、私の所見を申し上げておきます。これは破り得るはずなんです。というのは、たとえば博士の肩書がなければいかぬ。論文が幾つなければいかぬとか、それならこのごろの民間の会社へ行つてごらん下さい。大学の先生なんか足元にも及ばないやうなりつぱな研究者や学者がたゞさんいます。これは前田さん御承知のやうに、中国その他を歩かれて、ああいう国々がどうして科学技術者を養成しているか。思ひをそこにいたしてみるならば、日本はまだ案です。どんだん養成されるはずなんです。そこを一つ、幸い文部省は、大臣初め事務次官、皆さんここにいられますから、今までのかたを破つて、マンネリズムを打ち破つて考え直してもらいたいと思ひます。

○荒木国務大臣 科学技術の振興が叫ばれ始めましたのは、その半面には、従来科学者といへども、科学技術者といへども予想し得なかつたやうな科学技術の急テンポの伸展ということに應ずるためにさあめておることは、前田さんのお説の通りだと私も思ひます。これはひとり日本だけではないに、全世界的な傾向であらうかと思ひます。一番最初に目を付けたのがソ連だ、アメリカだ、そういうことでございまして、やがて、特に原子力の出現あるいは電子工学の分野の開拓等を契機といたしまして、その要望が急激に要求されるようになった。それに應ずるために、今池田国務大臣が申しましたやうに、ひとり文部省のみならず、科学技術庁のみならず、民間ごとく日本全体がざわめいておることだと思ふわけでありまして。しからばどうするかというところは、もちろんの諸策が総合的に講ぜられねばならないことも池田長官お説の通りだと思ひます。また前田さん御懸念のところであらうかと思ひます。私は教育の場から見ました場合に、そういう急激な伸展のテンポを要請されるに應ずるについては、応急措置もろんございまして、よし、力こぶも入れなければならぬことは当然ですが、もつと子供のときからそういうセンスを、受け入れ態勢を育成する意味合いにおいて、小中学校教育から考慮が払われるべきだ。高等学校はもろんで、大学に至つてはなおさらのこと、一連の見通しの上に立つて科学技術教育を振興していくという構想のもとに、あらためてスタートを切らなければならぬことかと思ふのであります。そういう意味で三十六年、今年からスタートを切ります新しい教育課程

がいささかでもお役に立つたのではなからうか。また当面所得倍増問題にからんでございましてけれども、各大学からの科学技術教育振興の要請を念頭に置いて、各大学からの予算に關する要請等も従来に増して特別の考慮が払われておると御察いたしますが、それを極力取り入れまして、三十六年度の概算要求、予算案の中にも、乏しいながら盛り込んだつもりでございます。そういう考え方のもとに、年々歳々でございまして、早める考慮のもとに努力の積み重ねが必要である、こゝろにふりかへて思ふわけでありまして。池田国務大臣からいろいろ将来にわたつての大構想が述べられました。が、そういうことも参考に、一つ池田内閣を自體もつと内輪で十分話し合うこともあらうかと思ひ次第でございます。

○池田(正)国務大臣 たゞいま実はちよつと誤解を招くといけませんから……私の言葉が足りなかつたのでございまして、教員の問題だけを取り上げて申しましたが、実は大学の先生は月給が安いから、民間からいい人が入つてこない。そういうこともございまして、従つて科学技術者あるいは研究者あるいは学者の待遇改善ということもここでは大きな課題になると思ひます。それから今文部大臣が心配されておられるに、おそろく文部省も要するにこれは国家財政に制約を受けて、国立に重点を置くのですが、金が足りない。だからよけい作れない。そこで教員が足りないのだ。そこへしわ寄せして、そこでごまかそうとするのが文部官僚のあり方じゃないか、私はそうにらんでおる。違つておれば改めますが、そこでそういうものを全部洗いざ

らしい出てみて、ほんとうにまじめに新しいスタート・ラインに立って、この国家の要請にどうしたら適合しているかということを総合的に検討していきたい、かように考えております。

○村山委員 池田長官にお尋ねしておきたいと思ひます。それは御説を聞いておりますと、いわゆる国立の大学だけでなく、私立の大学にもつと助成をして、そちらの方で受け持つ分野を大きくしていくべきだ、これが一つあると思ひます。それからもう一つは学校教育によらないで、いわゆる産業界の中で、大企業あたりで大きな研究所あるいはそういうようなものを作っているところがあるから、そこで高等学校を出たような人々を訓練をして、科学技術者というのは教育訓練小委員会の答申によりまして、短大卒業以上ということになっているようでございます。その中で、少なくとも短大卒業程度の力がある科学技術者を養成したら、そちらの面において大学で養成をする七万人と合わせていけば、十七万人の線にもつと近寄せていくことができるのじゃないか、こういうふうな考え方をもちになつておると考えて差しつかえないわけですか、どうですか。

○池田(正)國務大臣 大体そのとおりありますが、大体そのとおりであります。大体文部省の今までのやり方を見ると、私学というものは眼中に置いてないのです。制約して押さえておるのです。私はそれがいけないというのです。私立大学から、それもわけのわからないようなところのどこかにできたような大学で、世間的にも信用がないような大学ならいざ知らず、私立大学でもれっきとしたりつぱ

な大学があるわけですから、そういう大学からそれぞれ科目をふやすとか、定員を増やすとかいうような申請が文部省に出ているはずで、それがこの四月の新学期に一人一人出ているはずで、それが全部いいとは私申しませんけれども、もちろんこれは慎重に取り扱ってもらいたいのではありませんけれども、少なくとも一万人要請が出ておる。その中からたつた千人しか許可してない。その審査規定を皆さんがごらんになつたら、これは文部省はどうかというふうにあなたの方にごまかすか知りませんが、私も一種のごまかしです。はつきり私は申しません。そういう意味です。

○小林(信)委員 池田國務大臣は非常に文部省を攻撃するのですが、僕らも文部省の側ですから、あまりおもしろくないのです。しかしこの科学技術振興の問題では、確かにこの委員会も過去長年にわたつて相当にもつと科学振興の政策を充実すべきだということを言ってきたわけなんです。ところが文部省の今までのやり方は、すべていろいろなものあとを追いかけてやるような仕事をしているわけなんです。たとえば今度の所得倍増という大きな柱を池田内閣が立てて、それに今度は即応するようない教育行政を行なうという、教育行政が先行して、初めて私はこの所得倍増という大きな問題とあつて追いつけるような仕事をしておるわけなんです。この点荒木文部大臣は自分の責任ではないのですから、文部省を弁護する必要はなく、大いに文部省自体を検討して、この際池田大臣と同じような考えで文教行政をしつかりやつてもらいたいと思ひます。最近

いろいろなものに即応的な、インスタンツト何とかというものがたくさん出るので、今度の工業教員の養成も、カレラリスやコーヒーと同じようにインスタンツト教員を養成するよう、まことにこれは残念な傾向なんです。

そういう科学技術振興全体の問題を池田長官はこの際一つ検討してみたいと思ひます。ソ連がアメリカに先んじて人工衛星を打ち上げたときに、アメリカでは科学技術の面で大きな検討をしたはずなんです。ソ連が第一回の人工衛星を打ち上げたとき、そのときの朝日新聞の十月十五日の社説でもつて、アメリカはどうかという結論を得たかという、学校に入学する以前の子供に対するお母さんの数学教育に欠陥があつた。もちろん一に二を足して三というふうな数学教育じゃないのです。数概念というふうなものをさしているわけでしょうが、そういうところまで検討して諸外国というものは科学技術の振興をやつておるわけなんです。ところが今の日本の文部省の科学技術教育そのものは、今申し上げましたようにインスタンツト的な科学技術教育しかやつてないわけなんです。これはやはり文部省自体に責任があるのだから、今までの科学技術振興という大きな政策の面で私は欠陥があつたと思ひます。そういう点では科学技術庁長官が文部省の攻撃だけでなく、もつと大きな責任というものを自覚されて、根本的に日本の科学技術を向上させるような施策をとつていただきたいと思ひます。従つて今のように率直に、同じ閣僚の責任も追及するということも堂々とやつてしかるべきだと、私はその点では是認をするわけなんです。

す。この点についての御所見も、きょうは時間もお忙しいので、その点だけをお伺いしたいと思ひます。

そこでこの法案に対して私は一言御見解をお聞きしたいのですが、もちろん政府から出したのですから、あなたが反対することはできないかもしれませんが、いわゆるインスタンツト工業教員を出そうというところについての御見解です。ドイツあたりの大学の卒業者の就職の率を私聞いたことがありますが、大体二五%ないし三〇%が就職、あと大学院に残つてなお研究をするというふうなのが実態だそうでございます。日本は工業界あるいは財界の要望で、何でも技術者をどんどん即成して送り込めばいい、そういうような政策が行なわれるわけなんです。ほんとはもつとつばな科学技術を根本的に作っていくようなそういう傾向を作っていくことが、私は必要だと思ひます。してみればそういう中からつばな工業教員が出てくることを望んで、こんなインスタンツト教員を作るなんていうことに對しては、根本的に科学技術庁長官は反対をすべきだと思ひますが、どうですか。

○池田(正)國務大臣 私はさつきから文部省の要口みたいにかつたか知りませんが、文部省の行政というものは非常にむずかしいところがあります。またこの行政を執る人は人格がいろいろな人でなければならぬ。そういう意味で荒木文部大臣が選ばれたものと私は理解をしております。

もこの間から予算委員会その他いろいろな方々の御議論を聞いております。しかし今日日本国家が要請しておる科学技術者というものは、非常に階層がある。御承知のように、いわゆる下の工員からいろいろな段階があるわけなんです。非常に高い研究段階に入る人、あるいは中間層の人、いろいろな段階があるわけなんです。そこで今間に合わないから、そういうものを、不十分だけれどもという意味で、私は決して文部省が満足しているのじゃないかと思ひます。この問題については私も申し上げたいと思ひます。根本的な考え方としては、これはそういうことも時によつてはやむを得ないのじゃないか。というのは、私は共産圏を見まして、非常に理工科系統の教育に力を注いでいるのです。その結果は、理工科系の大学を卒業した卒業生が、生理学も何いわけの教養学科というものを身につけてない。それはその専門だけをやっておるといったところから各

国にあるのです。実績はたくさんあるわけなんです。そういうものに比較すれば、日本の今度の三年制の教員課程というのは必ずしも私は粗末だということとはできない。それよりもいいものとは比較すれば悪いということ。それより悪いものと比較すればいいということ、これは絶対のものじゃない。私はそう思つております。だからその問題については私は責任者でもありませんし、これ以上申し上げません、荒木文部大臣に御迷惑をかけてはいけませんから。

○三木(喜)委員 関連。私は科学教育

これには長官も文部大臣も大蔵大臣も出ておるように思ひますが、その中で所得増計画と科学教育という問題はおそらく議せられておると思うのですね。そこで所得増計画というものは人的資源を十七万人を要求し、そして技術者を十七万人を要求し、文部省がそれは七万人しかできないということになるば、そこで明らかにその計画というものは人的な面ではできない。こういうふうにわれわれは認めてよいかという問題ですね。それを一つお答えを願いたい。

それからもう一つの問題は、この会議の中で、ただ単に所得増計画の大きな計画について協議されるというのではなくして、科学技術を振興するということだけを主体に考えてこの会議を持つておられるかという、この二点についてお答え願いたいと思います。

議はもちろん今回政府から打ち出され
ました所得倍増計画というものとは本
来別のものでございます。別のもの
でございますが、たまたま十カ年計画と
いうのが出まして、それと符合したわ
けなんです。その結果が十七万人を要
する、こういうことになっておりま
す。従って、もしもそれができなけれ
ば、今あなたが御指摘になったように
十カ年計画に支障を来たすのじゃなか
ろうか、私はこれを憂えるのでありま
す。でありますから、あえて文部當局
を前にしてここで言にくいことも申

◎三木(通)委員 初年度計画においては明らかに食い違いができ、そこに問題があると思います。所得倍増計画は初年度計画においては人的な面ではできない、こういふように解釈してよろしいわけですか。

○池田(正)國務大臣 私はそうも思わない、まだやる手が残されておる、こう思っております。これは私は、文部当局ともよく御相談していきたい、かように考えております。

○濱野委員長 山中君。

○山中委員 関連質問が多くて時間がなくなつたので次に譲りますけれども、内藤局長に養護教諭と事務職員との現在の配置状況ですね、学校教育法が制定されたのは二十三年ですか、もう十三年たつておるわけですが、その間の推移がわかる資料、それから各県ごとの配置状況の資料を次に出していただきまして、質問はそのときに譲りたいと思いますが、よろしいですか。それで教育会館のことで聞こうと思つたのですが、これも次でいいですけれども、来年は一億ですが、隠れた予算は四億で、五億なんですけれども、教育会館の目的というものをもう少しはつきり聞きたい。普通に教育会館という名前は民間の財団法人につける名前ですからね。国立の何かとい

○濱野委員長 本日はこの程度とし、次会は来たる十五日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時十三分散会

文教委員會議錄第四号中正誤

一ページ一段出席委員の欄中、「高津正道君」の次に「松原喜之次君」を加える。

正誤行段

二
三
ジリ
コン・
ジル
コン・

ランブ
テンプ

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

ル
ジ
コ
ン
・
ジ
ル
コ
ン
・

昭和三十六年三月十六日印刷

昭和三十六年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局